

Title	大戦前の独逸の政策
Sub Title	
Author	占部, 百太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1917
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.11, No.1 (1917. 1) ,p.117- 122
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19170107-0117">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19170107-0117</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

年 度	甘蔗耕作面積		砂糖産額		砂糖輸入額		砂糖輸出額	
	千英町	千荷	千荷	千荷	内國糖	外國糖	千荷	千擔
一九〇八、	一四二、	三、三三二、	二、九八八、	三、九二二、	一〇、	二八五、	二、九二二、	二、九二二、
一九〇九、	一四二、	三、三三二、	二、九八八、	三、九二二、	四、	一五七、	一、六一、	一、六一、
一九一〇、	一五六、	四、六七一、	三、八一三、	六八一、	二、	一三〇、	一、三三二、	一、三三二、
一九一一、	一四四、	三、八一三、	二、五九八、	六六七、	一六、	一三一、	一、四七、	一、四七、
一九一二、	一五六、	二、五九八、	五、三〇一、	一、九七一、	二、	四三、	四、五、	四、五、
一九一三、	一六一、	五、三〇一、	—	一、四九八、	〇、	六八、	六八、	六八、
一九一四、	一七三、	—	—	三、四九、	三、	二五九、	二、六二、	二、六二、

此表より觀れば、濠洲に於ける甘蔗栽培平均面積は一九一〇年乃至一九一四年の五年間に於ては十五萬八千英町にして、其以前の五年間に於ては十四萬八千英町なり。即ち少許の増加を示せるが如くなれども一九一二年に於ける栽培面積は一九一〇年並に一九〇五年の栽培面積と全然相等しく、此九個年間に於ける栽培面積の殆ど全く増加せざるの事實を示せり。且一九一四年の栽培面積も一九〇五年に比し、僅に一萬七千英町を増加せしに過ぎざるに、然るに其

方にては一九一二年の砂糖生産額は一九〇五年の産額よりも少なきこと八十四萬七千荷に達せるの事實あり。濠洲の人口は常に増加しつつあるが故に、一九〇五年に二十二萬三千荷を輸出したる其輸出糖が一九一二年に四萬五千荷に減じたるは寧ろ自然の數といふ可く、然かも此等の輸出糖は殆ど全部輸入糖より成るの實あるなり。由是觀之、英本國が近き將來に於て其所要糖の大部分を濠洲殖民地よりの輸入に仰ぎ得るに至る可しとの議論は確乎たる根據なき空

論といはざる可らず。然り而して九月六日「メ

る可し。(大正五年十二月十八日稿)

ルホルン發の「エコノミスト」通信員の報告は更に的確に吾人の論據を證明するの材料と爲るものあり。曰く最近裁判所が「クインスランド」に於ける砂糖産地の労働者の勞銀を約三割三分増加するの判決を下せる結果として、目下農業家も製糖業者も等しく口を揃へて、粗糖一噸十八磅でふ現下の糖價を以てしては到底糖業を繼續するを得ざる旨を公言するに至れり。甘蔗栽培者中幾多の人士は粗糖價格一噸六磅の引上を爲し得るに非れば其事業を停止せんとしつゝありといふ。併し、此引上を爲すに於ては粗糖價格は一噸二十四磅と爲る計算なり云々と。吾人若し英本國に於ける精製糖の價格が一九〇五年乃至一九一四年の十個年平均一噸に付十四磅十志なりし事實に想到せば、英國の砂糖消費者が「クインスランド」より其供給を仰がんとするの議論に傾耳するが如きは到底期するを得ざ

### 大戦前の獨逸の政策

占部 百太郎

「大戦前の獨逸の政策」 German Policy before the War は本年の夏頃倫敦のジョン・マラー書店から上梓せられた小冊子である。夙く讀むで見たいと思つて居たのであるが、未だ之を手に入る、ことすら出来ない。近刊の Nation (組育發行) 誌上に此書の細評が載つて居るから、不取敢茲に其梗概を紹介する事にした。

梗概を叙述する前に先づ著者の経歴を紹介する。著者の W. Prothero 博士は嘗てエマンマラ大學の歴史の教授であつたが、現に Quarterly Review の主筆である。博士は又 Cambridge Historical Series の編輯主任として近代史の各時期各國民に關する夫れ々々専門大家の手に成る單行本數十冊を出版した。夫れから近代史學界の驚嘆措かざる Cambridge

Modern History の叢書も故アクトン卿が立案したものであるが、實際の編輯には博士と A. W. Ward 博士及び Stanley Leathes 三氏が之に當つたのである。

然しプロセロ博士の英國史學界に於ける特色は一八九四年發行 *Saints and Constitutional Documents* に於て最も發揮せられた。同書は女王エリザベス及びシェームス一世の兩時代に於ける英國憲法史に關する律令其他の文書を蒐輯したるものである。其以前スタップス博士がエリザベス以前の憲法史根本材料を、又カーティナー博士が英國革命時代の同種の史料を夫れ々蒐輯出版したのであるがプロセロ博士の此著は實に其間の缺けたる分を補うて、學者の渴望を醫したる好著である。而して同書の序文約八〇頁はエリザベス、シェームス兩治世の憲法史に關する權輿として又一個のクラシックとして學者の推賞措かざる所である。博士は最近又英國史の根本材料に就きて、不朽の大著を出版する計畫に着手したのであるが、今回の大戰によつて學者も學生も或は戦線に立ち或は戦争に關する問題に傾倒する事となつたので、此多數同學者の囑望したる事業も今は中止の姿である。

『大戰前の獨逸の政策』は著者が Royal Historical Society で試みた講演を増補したもので、

小冊子ではあるが内容の充實した、而かも注意深き權威ある書振りである。先づ、政治上の動亂は些のキッカケで然も大なる原因から發出すると云ふアリストートルの説を引きて、近代に於ける獨逸の大目的が巴爾幹及び土耳其帝國を支配するに在つたのが、偶塊太公夫妻暗殺事件をキッカケとして今回の大戰亂を惹起した次第であると説て居る。

夙に第十九世紀の前半に方つて、フリードリッヒ・リストは匈牙利の殖民を唱道して、獨逸人の移住す可き豊饒で未開拓の土地に富めるダンニエーグ下流の價値を指摘した。是と同じ頃モルトケもパレスティナに獨逸の一公國を建設せむと考へた。其後三十年許を経て、是等の思想はモット大仕掛けの計畫に實現せられむとするに至つた。普佛戦争後ザカウの如き探險家ベッティヘルベッティヘル曰く「我輩が亞米利加に移住する我

が國人に向つて、直ぐ近所に彼等の來り住はむことを待つて居る領土を發見す可きことを勸説したる抑も幾回なるやを知らない……吾々は獨逸人の移住地として、東方に大なる領土を征服して中央歐羅巴を建設せねばならない」と。

フランツは露西亞をドニエスター河以東に驅逐して和蘭から巴爾幹諸邦に亘る聯邦を組織す可しと唱道した。其後獨逸の野心は益々大きくなつて、土耳其帝國の全部をも網羅す可しとの論者もあつた。デルンブルグ、ロールバッハ、スプレングル、ハッセ、ナウマン等は獨逸野心の目標は極東に在りと指摘して、此の如くして汎獨逸同盟は此種の政策を歡呼したのである。

ビスマークは獨逸の極東發展に就て何等計策する所なかつたが、一八九〇年彼の没落と共に變化が起つた。一八八九九年若き皇帝は初めて君府を訪問し、九年後再度の訪問をした。其時はゼルサレム及びダマスカスまで巡行して、親か

ら世界全體の回教徒の保護者なりと宣言した。

一八九〇年から一九〇五年に至る此時期は帝國主義が従前よりも一層隆盛に赴き、獨逸の植民政策は其間に多少の成功を收めたけれど、一方に於て露佛同盟は組織せられ、結局英佛のアンタント・コルディアルを見るに至つた。次ぎの時期は露西亞の敗戦と隨つて歐洲に於ける權力均衡の一次的攪亂に依つて生じたる激變の後を承けたる一九〇五年に始まる。此時期には一九〇五年と同一一年のモロッコ問題及び、一九〇八年と同一三年の巴爾幹の危機が発生した。多大の紛争を惹起して今尙全然落着いたとは見るを得ざる、阿弗利加に關したる獨佛の係争問題に就て、著者は他の論者に比して一層佛蘭西に左袒して居る。然し西部地中海が獨逸に取つて如何に重大であつても、畢竟最も主要の事柄ではなかつたのである。獨逸の遣方が如何に脅嚇的であつたにせよ、彼は一九〇九年と一九一四年の

巴爾幹問題の際に於けるが如く此問題の爲最後通牒を送らなかつた。獨逸兩強の目的は、寧ろ他に在つたのである。曰く

モロッコに於ける獲物は副産物に過ぎなかつたであらう。アルゼチラス事件及びアガディル事件に於ける獨逸の態度は畢竟是等の事件が第二位の問題であつたことを示して居る。然も巴爾幹及び土耳其帝國に關して兩強は常に必要に應じて戦争す可く決心して居たのである。

著者は佛密に於る獨逸の攻撃を以て、單に兩強を破つてはじめて遂行するを得べき眞個の目的を掩蔽せむとする豫備の手段であると信じて居る。然し一度び其東西の境界を安固ならしめむか、獨逸は何等の障害なく非常に資源を増加し國威を發揚せしめて近東並びに中東を支配す可く、『結局世界的帝國の建設に對して大英國と

覇權を争うことが出來やう。

緒論に於て、獨逸の哲學的思考及び教訓が現在獨逸人の間に最も有力なりと信せらるゝ所の思想を發展せしめたる次第をば是迄の諸書に見ざる程極めて巧く簡明に説述して居る。プロセロ氏はミリタリズムと呼はるゝ政治的組織並びに政治的思考の制度が獨逸文學の二大偉人——カントとゲッテ——に淵源せりと信じて居る。カントの教へたる義務と云ふこと、ゲッテが教へ且實行したる自家修養と云ふことは別々に異つたる進展を遂げて、而かも多大の變化を受けたのであるが、遂に今日盛行するミリタリズムなるものに化合したのである。

カントは道德の法則に服従するの絶對的義務を教へたのであるが、一度び承認せられたる義務は所謂無上命令 Categorical imperative である。獨逸人の心に於ける此義務の思想はカント

の倫理訓の重なる結果であつたのである。ナポレオンの壓制から脱却したる所謂自由戦争は義務と云ふ概念に特別の意味を與へた中にも、國家に對する義務に最も重きを置いたのである。此傾向は獻身と公民の義務を教へたるフテに依つて助長せられ、彼に取つて國家は人民の意志を具體化したものであるので、行政府の命令は必ず服従せられねばならぬのであつた。アルントやキョルネルは激越なる筆法を用ひて以上の理論を説述したのであるが、更らに此哲學的思想は國家が精神の成果なることを教へたヘゲルに依つて一層の進展を遂げ、遂に之をして殆ど神のものに擔ぎ上げたのである。幾もなくしてクラウゼウッツは各市民の軍隊に仕る義務を力説したのであるが、其後トライチケは國家が軍隊を以て最高の表現とし、戦争を以て最大の事務とする、力に基いた、強く

して半神的なる實體であることを教へた。最後に力は權利である而して成功は正邪を決定すると宣言した、トライチケに比して一層生硬の説を鼓吹したるベルンバーデーや多數の論者が輩出したのである。

第二の思潮は是れ亦義務の範圍に迄高上せられたるゲッテの自家修養と云ふ教訓に發出して居る。此思潮は、自己及び自識を含むたる意志を以て根本原理とする、シヨッペンハワーに依つて一層進展した。自家修養と意力の支配と云ふ思想はダーウソンの進化説と結合して、茲にニイチエの超人論が生れ出たのである。超人と云ふのは、努めて自から修養し自から克己して自己を其儕輩よりも優越の地位に上げる、即ち最初は弱き自己に對して後には其隣人に對して不斷に戦争するの状態に在る人の謂である。『力は權利である、強い人は其の欲する如く他を支配すること



も出来れば、随つて又之を支配す可きである。』此の如くして以上の二個の思潮は相合して一つになつた。若し強い人が支配し得るならば、強い國家も亦支配し得る。フィフテは獨逸人に向つて彼等が選民であることを説いたのであるが、久しく閑却せられて居た此思想はゴビノトの著書や其後のラルトマンやチャムバレーンの唱説に依つて勢を得て、遂に獨逸人は正直に彼等が選ばれた人民であつて、獨逸は世界を支配する運命を有つた而して爾かするの實力ある超國家であるとの信念を懐くに至つたのである。『ド・スタエル夫人曰く、他の國民は沈思に依つて靜肅になるけれども、獨逸人は却つて熱狂する』。此くの如くして獨逸人は戦争の準備をしたのである。然し著者は必ずしも今回の大戦破裂を以て、専ら哲學者や夢想家の教訓に歸しやうとする者ではない。

## フランソア・ケネーの經濟論

高橋誠一郎

Roscher、Ingram 其他の經濟學史家の謂へるが如く、第十八世紀の前過半は經濟思想界に於ける停滯不振の時代なり。殊に凄慘たる色彩を以て路易十四世末年の佛國經濟状態を描出せる Pierre le Pesant de Boisguillebert が其著の出版に累せられて Auvergne に流瀆せられ、堡砦を圍む五十、瘡痕を被る八十の老將軍 Sebastian le Prestre Vauban が同じく其著書の爲めに國王の寵を失し後幾週ならずして没してより佛國經濟思想界は徒らに沈黙の年を迎へて復之を送り。其間僅に Lauriston の John Law と因縁深き Compagnie des Indes の出納方たりし

Dufot の Réflexions Politiques sur les Finances et le Commerce の兩卷(一千七百十八年並に三十八年版、同四十三年並に五十四年再刻)並に Law の秘書たりし Jean François Melon の Essai politique sur le Commerce (一千七百三十四年三十六年、四十二年並に六十一年の各版あり、初版は検査官より頒布禁止の命を受く。然れども此書に Ingram の記すが如く一千七百三十一年版あるを聞かず。同氏の掲げたる此書の表題にも誤謬あるが如し、且つ著書の姓氏は彼の記するが如くメロン Melon に非ずしてムロン Melon なるに似たり)の如き Oncken の所謂 Reform-Merkantilisten の著作ありて其空虚を満すのみ。

斯くの如く經濟問題を主題とせる著書が多く其筋の忌憚に觸れて不幸の結果を見たるのみならず、言論嵌制の手は Abbé Alary の Club de l'Entresol にも及びり。此小俱樂部は一千七百

二十四年の創設にして Bolingbroke, Abbé de Saint-Pierre 並に Marquis d'Argenson を部員とし、首として經濟問題を討議するの目的を以て Place Vendôme なる Abbé Alary の部屋に集會しつゝありしものなり。然れども饒舌家 Abbé de Pomponne の爲めに累を爲して Cardinal de Fleury 其時局を討議するを喜ばざりしが爲め終に一千七百三十一年を以て閑鎖せられたり。而して之が部員にして、路易十四世に Grand の稱號を與ふるを拒みたるが爲めに一千六百九十五年以來會員たりし佛國翰林院より逐はれたる彼れ Charles Irénée Castel Saint-Pierre は其有力なる筆を種々なる計畫に移し、綴方改正より七葉樹の利用に、國勢調査の利益より鑛貨改悪の弊害に移り而して世界的平和の黄金世界を將來に夢想するに至りぬ。同じく之が部員たりし René Louis de Voyer de Paulmy Ar-genson が Considérations sur le gouvernement